

令和7年度

# 大分市予算編成方針

財務部 財政課

# 令和7年度予算編成方針

## (国の経済情勢等)

我が国経済の動向については、内閣府が発表した9月の月例経済報告によれば、「景気は、緩やかに回復している。」とされており、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされております。

国の財政状況については、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占め、国と地方を合わせた債務残高がGDPの2倍以上に膨らみ、主要先進国の中でも最悪の水準となっています。また、社会保障関係費や国債費の伸びに加え、足もとでは、エネルギー価格や物価の高騰等への対応に係る歳出が拡大し、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は赤字となっており、政策的経費の一部が税収等で賄えず、借金で補う状況が続いています。

このような状況のもと、国は令和7年度予算の概算要求に当たって、「歳出全般にわたり、政策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」と方針を示したところですが、2025年度一般会計予算の概算要求総額は117兆6059億円で過去最大の規模となっており、経済再生と財政健全化の両立に向け、引き続き厳しい財政運営を強いられています。

地方においても、少子・高齢化が進展する中、社会保障関係費が増加するとともに、これまで景気対策や恒久的減税の財源に地方債の活用を図り、地方交付税の振り替わりとして臨時財政対策債を発行したことなどにより、令和6年度末の債務残高は約179兆円にも上る見込みとなっており、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されています。

## (本市財政の状況)

このように国・地方を通じた厳しい財政環境にあって、本市の財政状況は、令和5年度決算で見ると、プライマリーバランスについては平成15年度以降黒字を確保したものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度から2.2ポイント悪化した97.3%となっており、大型公共事業の実施により、市債残高も前年度から28億円増加しています。

また、継続的に上昇している社会保障関係費をはじめ、エネルギー、物価、労務単価の高騰等により様々な経費が増加する中で、主要3基金の一つである市有財産整備基金を30億円取り崩す対応を行いました。

こうした中、エネルギーや物価高騰の影響はまだまだ続くと考えられており、金利上昇局面に転じた影響もあり、令和6年度以降は、非常に厳しい財政運営を強いられる見通しとな

っています。

このような状況にあつて、本市においては、価値観や生活様式の多様化、グローバル化やデジタル化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に答えていくとともに、地域経済を下支えすることも求められており、事務事業の取捨選択を行いながら、様々な課題の解決に向けて積極的に取り組んでいかなければなりません。

#### (令和7年度予算編成への取り組み)

新年度の予算原案の作成に当たっては、収支不足が見込まれる中、各部局の配分額をこれまで以上に減額して配分する大変厳しい状況となっています。

各部局におきましては、事業間の優先順位の厳しい選択を行い、特に重要と考えられる事業、政策目的の実現に高い効果が認められる事業について必要な財源を優先して確保してください。

また、配分額の減額に対する対応として、事業開始から3年以上経過し見直しを実施していない事業をはじめ、必要性が低下している事業、費用対効果が低い事業、国や県、他部局等での事業を含め事業の目的や対象が重複している事業などについて、重点政策経費、部局裁量経費、義務的経費の区分に関わらず徹底した見直しを行うよう求めます。

なお、部局内で新規事業を実施する場合は、他事業の見直しや廃止を前提とするなど、スクラップアンドビルドの考え方を遵守するとともに、現時点で真に必要な事業であるかを確認してください。

令和7年度の予算編成にあたり、職員全員が、本市の財政状況について共通の認識に立つたうえで、次の要領により予算原案を作成して下さい。

#### 《具体的な取り組み》

具体的な手順として、各部局にて優先度の高い事業と低い事業の仕分けを行い（事務事業評価個表等活用）、真に必要とまでは言えない、もしくはできれば実施したいと考える等の優先度の低い事業を抽出し、そのすべてにおいて廃止（縮小・統合）できないかの検討を行ってください。

また、直近での見直し実績のない、自己負担のある事業すべて（市において裁量のあるもの）において、自己負担額の改定を検討してください。

上記については、検討結果を一覧表にまとめて提出してください。

配分額の都合上、多くの事業の廃止や縮小、統合が必須であると考えますので、必ず対応願います。

## 一 予算原案作成にあたっての基本的事項

- 1 予算の見積りは年間予算ベースで行うものとし、予算編成時点で予測される全ての歳入、歳出を計上すること。
- 2 「事業者等への物価高騰支援に係る経費」について、部局経費から捻出せず、国庫補助等の措置がある場合のみ実施する予定の事業については、原案作成に含めず、一覧表に概要を記載して提出すること。
- 3 予算編成にあたっては「分権型予算制度」に基づいて、一般会計の経費を「㊦重点政策経費」「㊧部局裁量経費」「㊨義務的経費」に区分したうえ、次の事項に留意し予算原案を作成すること。

- (1) 各部局の配分額は、重点政策経費、部局裁量経費、義務的経費の各区分の基礎額の合計額から、部局ごとに定める削減額を差し引いた額とする。

予算原案は、配分額の範囲内において、各区分の基礎額を超えない額で作成すること。

配分額を超えた要求は一切認めない。(部局間での予算付け替えに係るものを除く。)

また、債務負担行為の設定により確保されていた予算が、編成中の契約によって減額となった場合の差額分など、捻出努力によるものでないものは市全体の財源とする。

- (2) 分権型予算制度において作成された各部局の予算原案であっても、その積算根拠等が希薄なものについては、財政課において減額調整し、市全体の財源枠とするので十分精査して要求すること。
- (3) 市全体の財源配分額は、今後の物価高騰等の状況や歳入見込、国・県等の動向に応じ、財政課において重点政策経費及び部局裁量経費の減額調整を行うことがあるので留意すること。

### ㊦重点政策経費

重点政策経費は、実施計画上の重点事業及び新規事業とし、一件審査により決定する。

### ㊧部局裁量経費

部局裁量経費は、重点政策経費及び義務的経費以外の経費とし、事業進捗による増減等を配慮して各部局が予算原案を作成する。

⑦義務的経費

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費、債務負担行為設定に伴う経費、長期継続契約に係る経費とし、所要見込額を事前調整のうえ配分するので、各部局は経費の節減を図り、その範囲内で予算原案を作成する。

- (4) DX 推進の観点から、令和7年度 DX 主要事業（候補）については、上記に係る配分には含めずに別枠にて措置を行うこととし、一件審査により決定する。

該当部局（課）において、認められた項目について、その範囲内で予算原案を作成する。

- 4 事業の選択にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズを的確に把握するとともに、実施計画、行政評価の結果や事業の重要度、優先度、事業効果、地域バランス等を総合的に検討し、事業の廃止や見直しも含めた事業選択を行うこと。

なお、市議会などからの意見、提言等については、具現化できるものについて、できる限り予算に反映させること。

- 5 企画課が提示する「見直し対象事業」については見直しを検討し、可能な限り予算に反映させるとともに、当該検討結果について先の「優先度の低い事業」の検討結果の表に併記し、予算要求書と合わせて提出すること。

- 6 新規事業については、原則3年以内の見直し時期または終期を定めるとともに、事業効果が検証可能な指標を示すこと。

- 7 事業の拡充や増額を行う場合は、そのために必要な財源を捻出するため、原則として義務的経費も含め、既存事業の廃止や休止、見直しを行い、後年度負担分についても財源の捻出策を明確に示すこと。

- 8 他の部局に関連する事業については、事前に十分な連絡調整を図り、重複を避け統一性や整合性を欠くことのないよう留意すること。

- 9 事業の統廃合や民間活力の導入、業務の簡素化・効率化など、職員体制や業務量の適正化について、部をあげて取り組むこと。

10 補助事業については、事業効果の有無について慎重に検討したうえで、本市の主体的な判断に基づき取捨選択すること。なお、補助事業が採択されなかった場合、単独事業としての執行は認めないので、事業の推進にあたり十分留意すること。

また、単独事業については、安易に継続することなく、継続、新規を問わず厳しく精査したうえで、真に必要な事業についてのみ計上すること。

11 財政の健全性を堅持するため、財源確保には最善を尽くし、特に、受益者負担を原則とするものについては、定期的に見直しを行うなど、その適正化に努めること。

12 地域経済の活性化に配慮し、民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること。

## 二 歳入に関する事項

- ◆ 歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度の改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直しや収納率の向上に努めること。
- ◆ 市税をはじめとする各種使用料等の収入未済額については、「未収金徴収対策会議」を通じて部局相互の連携と協力を図り、その解消に取り組むこと。

### ◆ 創意工夫による財源確保

使用料等の見直しや国・県補助金の活用、公有財産のさらなる利活用をはじめ、ネーミングライツなど外部資金の獲得に努めるなど、新たな発想や努力による財源確保に取り組むこと。なお、各部局において新たに歳入一般財源を確保、または拡充した取組については、増額分を予算配分することから、歳入を拡大させる創意工夫に努めること。

## 1 市 税

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意する中で、課税客体を的確に捕捉し、適正に見積るとともに、納税意識の啓発及び徴収事務の効率化を図り、過年度分を含め収納率の向上に格段の努力を払うこと。

## 2 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から対象事務に要する経費の増嵩並びに他都市の状況等を十分勘案し、

「使用料等の改定基準」に基づく計画的な見直しに努めること。

なお、施設使用料については、見直しを進めているが、現行の料金にて見積りを行うものとする。

### 3 国・県補助金

補助金については、国や県の動向に十分注意しながら、利用可能な補助メニューを積極的に活用することで財源の確保に努めること。

但し、予算執行にあたり、補助金の不採択または内示額が予定を下回る場合、事業の全部または一部を執行できない事態となることから、安易に計上することなく、補助対象事業、補助基本額、補助率等を十分に精査したうえで計上すること。

### 4 市 債

市債については、地方債計画等を勘案し、充当率、後年度の財政負担等について財政課と十分協議のうえ計上すること。また、財政健全化の観点から、地方交付税措置等が講じられる市債の活用を図ること。

なお、過疎地域（佐賀関地域、野津原地域）における過疎対策事業債については、令和8年度をもって措置が終了することから、充当事業（ハード、ソフト）についてはその点を踏まえて計画（廃止含む）を行うこと。なお、令和7年度についても特別措置法の経過措置により発行可能額が遡減しており、発行可能額の残高によっては、事業廃止や事業費削減の可能性があるため留意すること。

### 5 分担金・負担金

受益者負担の原則に則り、法令または条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るよう努めるとともに、歳出予算計上額に見合う額を計上すること。

### 6 財産収入

不用、遊休の財産については、「大分市公有財産有効活用等取扱要綱」等を踏まえ、将来の利活用について十分検討し、貸付等の利用促進を図るとともに、処分可能なものについては適正な価格を見積り、処分すること。

### 7 その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

### 三 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、行政評価による事務事業の見直し等を積極的に進めることにより経費の縮減を図り、一層の効率化に取り組むこと。

- ◆ 直近2（or 3）年において執行率が低かった節（概ね 70%or80%以下）については、原則 10%以上減額のうえ計上すること。また、令和5年度に専決補正で減額採用された節については事業費の減額を検討すること。
- ◆ 自己負担を伴う事業（法定の金額の場合を除く）について、直近2年の見直しを行っていない場合は、物価やエネルギー価格、労務単価の高騰を踏まえ、必ず自己負担額の見直しを検討すること。
- ◆ 類似の小事業は可能な限り統合を進め、予算のスケールメリットを図ること。

#### 1 人件費

人件費については、現行制度に基づき算定した額とすること。なお、時間外勤務手当は、令和5年度当初予算額の範囲内とし、追加補正は認めないので留意すること。特に、各種イベント等については、運営手法の見直しを行い、経費の節減に努めること。

#### 2 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保等に十分配慮し、適正な管理に支障が生じることのないよう必要な予算の確保に努めること。

また、所管施設の定期点検等の現状把握に基づく効率的・効果的な維持管理に努めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を終えている施設については、長寿命化計画に沿った改修・修繕に取り組むこと。

#### 3 委託料

委託料については、前年度契約実績などを参考にしつつ、委託内容や経費等を十分精査して予算原案を作成すること。なお、施設や設備の維持管理等に係る委託料については、業務内容や範囲等の見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

また、調査、測量、設計等の委託料については、民間の事前見積りに頼ることなく、総額及び諸経費等を詳細に精査し、適正な金額の設定に努めること。

#### 4 扶助費

扶助費については、需要の伸びを精査し年間を通じた所要額を見込んだうえで、予算

原案を作成すること。特に、市単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

## 5 投資的経費

投資的経費については、実施計画や行政評価の結果を考慮しつつ、市民ニーズや優先順位の高い事業から積極的に取り組むこと。なお、事業費の積算にあたっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行ったうえで予算原案を作成すること。

また、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

## 6 負担金、補助及び交付金

負担金、補助及び交付金については、公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるか、社会情勢の変化等から当初の目的と変わっていないかなど、全ての事業において点検・評価し、見直しを図ること。特に、対象団体の決算調書等において前年度からの繰越金がある場合や執行率の低いものについては、その内容、理由等を精査したうえで減額対象とすること。

また、要綱等に基づき支出される補助金、交付金にあつては、その要綱等を見直し、総枠を抑制すること。

## 7 繰出金

繰出基準に定めるものであつても、一般会計の健全な運営に資するため、特別会計や事業会計の経営状況等を考慮し、最小となるよう精査すること。

## 四 特別会計

特別会計については、一般会計の予算編成方針に準ずることとするが、各会計内での収支の均衡を図ることを第一義に、独立採算制を原則とし、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。